

石垣市職員倫理条例の運用状況

職員の倫理を保持し、公務の公正と信頼の確保と法秩序の確立するため、平成20年9月に「石垣市職員倫理条例」（9月議会可決）を策定し、併せて「石垣市職員倫理規則」を制定して、平成20年11月1日から施行しています。

条例では、毎年、職員倫理に関する状況について公表することとなっております。

（期間：平成20年11月1日～平成22年1月31日）

1 倫理条例等の周知及び保持等に関する施策について

平成20年11月1日の倫理条例施行後に行った職員、市民への周知及び倫理意識の涵養・保持のために行った施策としては、次のものです。

(1) 平成20年9月29日

石垣市職員倫理条例の市民周知を図るため、条例の概要及び解説を市のホームページへ掲載。

(2) 平成20年10月9日（木）10時30分～12時・会議室

管理監督者（全部課長）を対象に職員倫理条例制定説明会を開催。

倫理条例施行の目的、逐条解説、内容及び問答集にて職員へ周知徹底を行う。

(3) 平成20年10月24日（金）午前10時30分・会議室

職員（臨時職員を含む。）を対象に条例、規則についての説明会を開催。

平成20年11月1日職員倫理条例施行

(4) 条例宣言を内外にアピールするため職員モデルのポスター、チラシを作成)

(5) 平成21年1月15日（木）午後2時

栃木県太田原市議会議長会事務局一行行政視察

調査事項：職員倫理条例の制定経緯について

倫理条例制定の理由、効果、及び問題点等について説明（長嶺、南風野）

(6) 平成21年6月10日

各種団体の総会シーズンにあたり、利害関係者等の出席行為に係る報告について文書通知。

(7) 平成21年7月1日

「平成21年度石垣市公共事業説明会」（八重山建設産業連合会主催）に関する関係職員の出席者報告を各部長に文書依頼。

(8) 平成21年11月5日

職員倫理条例施行1周年にあたり、職員の更なる倫理保持と向上を求め文書通知。

(9) 平成 22 年 1 月 6 日

各部課長及び各行政委員会へ「各種団体主催の懇親会等への出席取り扱いについて」を文書通知。

2 倫理審査会及び職員検討委員会について

審査委員会は、贈与報告書等の審査及び条例、規則の適切な運用に関し、必要な意見を述べること。また、庁内の策定等検討委員会は策定と実施等に関する事項を検討するため設けられています。

(1) 倫理条例策定等検討委員会

委員会月日	検討事項	結果意見
第 4 回検討委員会 平成 20 年 11 月 19 日 (水) 午後 4 時	○平成 21 年「初春の交歓会」 庁内チケットの取り扱いについて 【広報広聴課】 ◇内容 新年恒例の「初春の交歓会」 (実行委員会主催) のチケット 購入依頼 (販売) をこれまで 同様各課に割り振りすること への疑義照会。	職員倫理条例第 3 条 (倫理 原則) 及び倫理規則第 7 条 (禁止行為) の規定に基づ き、チケット販売は市民に疑 惑を招き、好ましくなく、条 例趣旨に反する、と回答。 その結果、意見を尊重して 今回から職員が直接取り扱 わないこととした。
第 5 回検討委員会 平成 20 年 12 月 9 日 (火) 午後 4 時 第 2 会議室	○慣例となっている「お歳暮」 受領の取り扱いについて 【農政経済課】 ◇内容 石垣島製糖が年末の原料委 員会の委員等関係団体へ歳暮 を慣例として贈っているが受 け取ることは倫理条例に抵触 しないかどうか。補助金、許 認可等利害関係は特にない。	石垣島製糖は、倫理条例第 2 条第 8 項「その他各部等の 所掌する事務に関し、利害関 係者が生じる事業者と見な され、お歳暮が物品の贈与の 禁止行為相当に当る」とさ れ、受領は出来ないとの見 解。
第 6 回検討委員会 平成 21 年 1 月 6 日 (火) 午後 4 時	○八重山建設産業団体新春懇 談会他 1 件の取り扱いについ て 【総務課】 ◇内容 毎年恒例の八重山建産連主 催「新春懇親会」の案内 (無 料) が部課長にある。倫理条 例に抵触するかしらないか。	懇談会への出席は職務上 関連があるとして、倫理規則 第 4 条第 2 項の「禁止行為の 例外」に該当する、として取 り扱う。ただし、立食パーテ ィ代が 5 千円を超えるとき は報告書を提出すること。

(2) 石垣市職員倫理審査会について

石垣市職員倫理審査会設置及び第1回石垣市職員倫理審査会を開催

平成21年2月26日(木) 午後3時30分 ・ 議会協議会室(3階)

- ① 条例、規則、審議会について説明
- ② 会長選出・・・ 会長 山田隆一、委員 慶田盛京子、委員 大田守宣
- ③ 運営状況報告(これまでの経過を報告)

第2回石垣市職員倫理審査会開催

平成22年2月25日(木) 午後3時 ・ 健康福祉センター会議室

- ① 倫理保持に関する取り組みと運営状況報告について審査

3 各種届出等の状況

職員は、事業者等利害関係者との飲食や報酬など供応接待を受けた場合は、報告や届出をすることになっています。

(1) 利害関係者との飲食等に係る届出

区 分	届出件数	備 考
市長部局	10	相手方は、建設産業新春懇談会、管工事組合、プロパー会など公益団体。
水道部	5	
教育委員会	0	
その他行政委員会	0	
合 計	15	

① 職務外で5千円を超える飲食が対象。ただし、多数の者が出席する立食パーティー等の場合は禁止行為の例外となる。

- いずれも職務に関連する関係団体との懇談会や総会など、親睦を目的とするものであり、職員倫理規則第4条第1項第7項(禁止行為の例外)に該当するとして適当であると判断しました。

(2) 贈与等に関する報告書

区 分	届出件数	備 考
市長部局	15	
水道部	1	
教育委員会	0	
その他行政委員会	0	
合 計	16	建設産業新春懇談会など

① 贈与等の報告とは、職員倫理条例第11条第1項(贈与等の報告)に該当する事項。

②事業者等から金銭、物品の供与若しくは供応接待（贈与等という）を受けた場合。ただし、一件につき5千円を超えるときが対象。

- 職務に関連する関係団体からの案内（会費なし。）であり、国や県など他の関係者も同様な参加で、親睦を目的とするものであり、適当であると判断しました。ただし、報告書の提出を求めました。

4 警告又は措置及び違反職員に対する措置

公正な職務の遂行を損なうおそれのある場合は、市長は相手方に警告等の措置を行うことが出来るものとしています。

- 該当事例なし

5 不当行為及び公正な職務の遂行を損なうおそれのある場合等の報告

公正を害する要求行為及び働きかけ等の不正があった場合は報告することとなっています。

- 具体的報告なし

平成 22 年 2 月 25 日